

## 第三者評価事業のいま、を考える

代表理事 新津ふみ子

第三者評価事業の受審率が低迷していることは、すでにご承知のことであろう。

受審促進のインセンティブとして、国レベルにおいては、①第三者評価事業を受審した施設・事業所には「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(厚労省、平成24年3月)において、第三者評価を実施し、結果を公表することを運営費(措置費)の弾力運用の要件とする、また、②「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(厚労省、平成25年3月)において、法人指導監査の実施頻度を勘案する際の所轄庁の判断材料の一つとする、がある。さらに、都道府県・指定都市、市区町村の一部では、③受審費用補助などの実施、のほか、一部の都道府県推進組織では、④受審済証の交付、がなされている。

しかし残念ながら、これらの取り組みが必ずしも受審促進にはつながっていない。最近耳にすることは、事業所の指定管理や民間委託の際に「第三者評価の受審を要件にする」自治体が増えている、ということである。

受審を促進するための今後の課題として、報告書「福祉サービスの質の向上に向けて」(全社協福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員



会、平成24年3月)では、すなわち厚労省社会援護局および全社協の見解として、①第三者評価受審と公表をした事業所には、中央レベルで『受審・公表マーク』(仮称)を作成し、施設・事業所のホームページやパンフレット、名刺に掲示すること等、関係者への周知等に活用できる仕組みとする、②措置費の弾力運用要件については、第三者評価の受審(たとえば3年に1度)を必須要件とする、③社会的養護関係施設においては、受審費用が措置費の加算対象となるが、他の施設種別においても、施設・事業所の質の向上の取り組みに合わせながら、第三者評価の受審・公表に対して報酬上の評価や措置費での財政支援を行う、が示されている。①を除けばまだ検討の俎上には上がっていないが、受審率に大きく影響すると思われるのは、③になるのだろうか。

介護保険制度の介護報酬では、質の評価に関連する加算として、①サービス提供体制強化加算、②特定事業所加算、③在宅復帰支援機能加算、などがある。多くの事業所が条件整備をし、加算をとっている。しかし、このような現行の報酬体系では、必ずしも良質なサービスの提供にはつながらない可能性がある。と指摘され、サービスの質に着目して介護報酬を支給する体系とするべきだ、との提言もある。しかし、具体的な取り組みはまだ見られない。質の評価による良質なサービスの提供への誘導策のむずかしさは、ここにも存在する。

東京都においては、第三者評価の普及啓発に活用することを一つの目的として「改善事例集」の作成に取り組む、としている。この改善事例・事業所については評価機関が推薦することを求めている。概要は、サービスの改善に取り組んだ事業所、そして取り組み

(2 ページに続く)

### 36号の ガイド

- 1～2P: 第三者評価事業のいま、を考える
- 2～4P: 東日本大震災・現地レポート in 釜石(第7弾)
- 4～6P: 【内部研修会】「わが国の福祉の行方、そして人財育成は」
- 6P: 現場から／編集後記

◆『厚生福祉』(第6010号)の巻頭言『「医療・福祉」の仕事』を執筆者の齋藤芳雄さんからご提供いただきましたので会報に同封します。(編)

(1 ページから続く)

の内容(アイデア、工夫、成果)が、他の事業所または第三者評価を受審したことがない事業所の参考になると考えられるものをあげるように、とのことである。対象事業所としては、施設系、在宅系の諸サービスの中から8つのサービス種別が指定されている。主に未受審が多いサービス種別とも言えず、指定の基準は示されていないが、この種別の選択は一つの基準として、サービス種別の特性から受審率を向上させたい、という意向がうかがえる。何はともあれ、全国の24年度を受審件数3,579件のうち東京都は2,613件(73%)を占める。しかし、居宅サービスのなかでとくに訪問系サービスの対象数から見た実施率は1%に満たないサービス種別である。そして、サービス種別から見て、第三者の評価による事業の透明性の確保と、結果を公表し利用者を始めとした市民の目に触れるようにしたい、という意図がうかがえる。大切な視点だと思う。

しかし、改善事例の推薦依頼には困ってしまった。1回の評価では、評価機関として責任をもって推薦することはできないからである。つまり、評価機関として改善への取り組み事例として推薦できる事業所というのは、第三者評価の結果を受け止め、事業所内で職員が一丸となって改善内容や方法について話し合い、そして改善に取り組み、あるいは今後の改善計画を作成し、この内容を自ら公表している事業所である。公表の方法についても、①法人内他事業所の職員も対象にした報告会、さらに、②法人内に留まらず、利用者と家族、地域住民、他事業所、行政などを招集した報告会、を実施している事業所である。当該法人の評価担当者は、この報告会に評価者として参加し、改善に向けた意見を述べさせてもらっている。このように第三者評価を活用する事業所が増えることを願ってやまない。

先日、事務所で思いつ切り『長渕剛』の1989年発売のアルバムを流していた。事務局長に「疲れているようだね」と言われた。確かにそうなのだが、その日は、厚労省から受託した補助金事業「福祉サービス第三者評価の標準的な手順の確立に関する調査研究事業」の委員会がもたれた。委員の皆さんと話し合い、そして交流できて、元気になった。

目的に向かう仲間たちの連携は確実に強まっている。前進あるのみです。

## 東日本大震災・現地レポート in 釜石 (第7弾)

(特養)あいぜんの里  
施設長 古川明良さん

東日本大震災から既に2年7か月が過ぎました。岩手県と秋田県の県境にある八幡平アスピーテラインが雪道になっている写真が、地元紙の記事に掲載されています。3度目の冬が、もうそこまで近づいてきました。

新津代表の温情でこのレポートの原稿の締切を延長していただき、台風23号が釜石市に最接近するなか、施設長室でテレビから流れる台風情報を聞きながらあわてて原稿作成にとりかかっています。

外では市の防災無線で、JR東日本釜石線の運休や各種行政サービス中止の広報で賑わっています。被災地現場ではいまもって、震災前では考えられない1次災害だけではなく2次・3次災害も想定したリスク管理が必要であり、日常生活が不便となっても致し方なしの現実があります。

ところで、7月12日に開催されたメイアイヘルプユー内部研修会では、震災当時に私の直属上司であった元釜石市教育長の河東眞澄氏を講師に招いていただき、多くの参加者に震災の現状について裏話を含めて聞いていただくことができました。また、さらにその内容を特別号として発行していただきました。改めて感謝を申し上げます。

その折の話でも申し上げたとおり“釜石の奇跡”は決して奇跡ではなく、それぞれの立場にある方々が、近い将来起きることが予測されていた地震・津波を見越して計画的、かつ地道に教育活動を実践した結果であった、ということを知っていただけたと思います。

また、前々号の現地レポートで話題に取り上げた私のふるさと鶴住居町では、30～40代の若者が神社総代の方々と協力し、9月20・21日の2日間、まともな御神輿も屋台もないなかでしたが鶴住神社の例大祭を復活させ、さらには新たな復興イベントを開催するなど、たいへんうれしい出来事がありました。ちなみに、神社の御神輿の代替えには、昨年、東京の銀座西七丁目町内会から寄贈された子供神輿を子供たちが威勢よく担いで町内を練り歩き、賑わいをさらに盛り上げていました。

さて、先月末に河東眞澄氏が代表を務める「唐丹の歴史を語る会」平成25年度第2回定例会に久しぶりに出席

してきました。この会は、マイイヘルプユー会員の多くの方々に購入していただいた、唐丹町の東日本大震災三陸大津波記録誌『千年後への伝言』の編集母体であり、今回のテーマは「明治から平成までに地域で起きた自然災害と大火災関係を資料編としてまとめ、後世に残そう」という企画でした。

この会議の終了後、岩手県立大大学院生の熊谷誠さんという方の講話がありました。この方は唐丹町の震災、とくに明治から昭和・平成の津波災害史を研究するために(岩手県立大学)学生時代から唐丹町に足しげく通い、地元関係者への取材を丹念にしていたとのことでした。なお、大学卒業後はいったん東京の調査会社に就職したのですが、今回の震災を機に退職、さらなる災害史の研究をするために再び大学に戻った、とのことでした。

彼の講話のなかでとくに衝撃を受けた点は、昭和三陸津波からの復旧と復興にあたって、国・県の地元自治体に対する迅速かつ適切な支援に関する役割分担と手際よさでした。

話を要約すると、昭和三陸津波〔昭和8年(1933年)3月3日2時31分、唐丹村では震度5程度の地震、津波は約30～50分後に高さ3～8m程度で最高28.7m規模〕をもとに、国が復興計画を町村・集落単位で策定、県が事業主体となり高台移転を進めるため、1戸当たり50坪の宅地を土地区画造成して用意し、土地代は20年間償還の無利子融資として高台移転を誘導した、とのことでした。この用地は現代のような車社会には少し手狭ですが、現在も各地の漁村集落でその整備状況を部分的に確認することができます。

ちなみに、国ではこの計画を実施するために、震災から3か月後、文部省震災予防評議会が『津浪災害予防に関する注意書』を今後の対策のあり方として提案しており、その内容は①高台への移転、②防浪地区、③緩衝地区、④避難道路、⑤防浪堤、⑥防潮林、⑦護岸、⑧津波警報、⑨津波避難、⑩記念行事、の10項目で、復興方針として総合的な予防対策をもとに構成されており、とくに高台移転を強く推奨していた、とのことでした。また、これを踏まえて内務省が復興計画として『三陸津波に因る被害町村の復興計画報告書』を翌年の1934年に策定しており、この内容で注目すべき点は、計画方針が都市部と沿岸集落に分けた計画としており、かつ、国は国庫補助や低利融資によって復興を促した点で

あった、とのことでした。

いずれにしても、国が明確な方針と計画を自ら立案し、確実な事業予算の保証を行っている点は、このたびの東日本大震災への復興取り組みと比較した場合に、具体的な整備手順や手法において決定的に相違している、という事実は明白です。



中国春秋時代の故事に「居安思危」(居安思危 思則有備 有備無患)<sup>こあんしき</sup> [安やすきに居りて危あうきを思あやう 思おもえばおもすなわ 備そなえあり 備そなえあれば患うれい無し]という言葉があります。「安心と安全」の維持・継続のためには、常に平時に考えめぐらしておかなければならない「備え」があると思います。

こうした視点で今回の震災を改めて考察すると、日本国自体が戦後約70年にも及ぶ平和が続いたことで、その裏にあるあらゆるリスク(危)に対する思いが薄れていたとも考えられ、また、自然を崇め、人との絆を重んじてきた日本の伝統思考が、戦後教育を通して蕩けかけているとも考えられるのではないかと、思います。

とくに復興事業は、大手企業が復興支援を「錦の御旗」に掲げて地域社会のあらゆる面に参入している事実があり、それは地元の自立支援に役立っているとは決して思えない。復興予算自体が地元経済を潤し自立させるのではなく、地域外からの大手企業などの参入によって予算が吸い取られているようにしかみえないのです。

この点から透けて見えることは、国の統治機構を含めた産学官すべてが経済優先を「錦の御旗」にしていることで、市場原理主義的風潮に流された結果、近視眼的かつ無責任な体質に国全体が陥っているのでは、と考えられます。

この指摘を裏づける本に『被災地から問うこの国のかたち』(イースト新書)があります。この「第4章:福島が始まりの土地になる」で赤坂憲雄氏が述べている巨大防潮堤への公共事業のあり方や、震災直後の菅内閣で設置され中途半端で解散した「東日本大震災復興構想会議」のなかでの建築家安藤忠雄氏の「30年後の日本、

(4 ページに続く)

(3 ページから続く)

50年後の日本を思い描きながら、いまわれわれが何をなすべきかを考えるべきだ」との発言は、前段で述べた昭和三陸津波にみる「歴史に学べない現代日本」という認識とともに、近視眼的で無責任体質への真つ当な警鐘であると考えられます。

さて、このレポートを書き終えようとしているとき、台風26号により甚大な被害が出た伊豆大島の様子をレポーターがテレビ中継しています。一方、同時刻には、何ごともないような雰囲気秋の臨時国会の中継が流され、淡々と議事が進行し安倍首相が答弁に立っています。その間、伊豆大島では「50名もの連絡の取れない住民がいる」と現地から報道されているのに……。

また、この報道に関しては、多くのマスコミでは相変わらず避難情報の有無を中心に行政責任を追及する姿勢での批判が目立っています。そのなかのある報道番組の司会者が、次のように解説していました。「釜石の奇跡がありました。釜石の子どもたちは自らの意志で危険を察知し、行政からの避難勧告に依存することなく自らの命を救ったのです」と。

東日本大震災の凄さを心底経験した者として、気づき始めたこの国の危うさ。3.11東日本大震災から2年7か月も時間が経過しているにもかかわらず、危機管理に関する「備え」について国全体としてその経験や歴史から何も学ぼうとしていないのでは、と考えてしまいます。

見方を変えれば、ひよっとすると、いまこの日本を産学官全体を通じたあらゆる分野で組織的・実質的に企画・実行をしている人材は、1960年前後生まれの50歳代半ば前後で、学生世代は「無共闘世代」、「三無(五無)主義」の「しらけ世代」とか「新人類」とか言われた世代で、共通一次試験を経験した最初の世代でもあり、かつ、戦後ベビーブーム後の出生数が最も少なくなった時期に生まれ育った方々であるという事実を考えれば、これらの危機管理への近視眼的思考や無責任な体質が、何やら透けて見えてくるような感じがします。……こう考えるのは私だけでしょうか？

[文 献]

文部省震災予防評議会(1933)。津浪災害予防に関する注意書。

内務大臣官房都市計画課編(1934)。三陸津波に因る被害町村の復興計画報告書。

玄侑宗久・和合亮一・赤坂憲雄(2013)。被災地から問うこの国のかたち。イースト新書。

◆講演概要◆

内部研修会

## 「わが国の福祉の行方、そして人財育成は」

(講師:藤井賢一郎理事)

法人理事の藤井賢一郎氏(上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授)を講師に、テーマ「わが国の福祉の行方、そして人財育成は」の内部研修会を9月3日に開催しました。法人として内部研修を開催するようになってから最多となる、40名の参加がありました(うち非会員の参加者14名)。これは大変時宜を得たテーマで、かつ講師が藤井氏であったため、と推察するところです。

内容は、膨大な資料に基づいた分析結果を用いて、福祉の人材不足といわれる現状に至った理由の振り返り、そして現在、国が取り組んでいること、藤井氏が考える今後、などについてわかりやすくお話してくださいました。講演の最後に設けた質疑応答の時間もたくさんの参加者からの質問が殺到し、予定を大幅に延長せざるを得ないほど熱い研修会になりました。

講演の要旨と感想については、当日の参加者にレポートしていただきましたので以下にご紹介します。

(文責:鳥海)

### 内部研修会レポート

記録報告 白石 旬子さん

9月3日(火)に開催された内部研修会では、本会の理事であり、上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授である藤井賢一郎氏を迎え、介護人材の置かれる環境や人材育成の今後の方向性についてお話いただきました。2時間にわたる熱い講演でしたが、紙面の関係上、すべてを報告することは難しいため、筆者が印象に残った箇所を中心にご報告いたします。

高齢者人口が増加するなかで、地域包括ケアを進めていくうえでは、その担い手の一員である介護人材の量的・質的確保や保持は重要な課題の一つとされています。また、皆さんも「介護の仕事はきつい」ということを耳にしたり、介護現場の離職率の高さをクローズアップしたテレビ番組を視聴されたことがあるかと思います。

藤井講師は研修の冒頭で、介護人材の確保の状況について日本の景気に関連づけ、「介護バブル(1999～2003年)」、「逃げていく(2004～2008年)」、「回復と後手対策(2009年～)」という3つの区分で話されました。とくに「2004～2008年」においては、「逃げていく」と表現されているように、介護職場の労働環境の悪さがテレビで取り上げられ、介護の仕事に対するイメージの悪化が進み、人材離れや人材確保難が顕著となりました。当時、筆者は介護現場で働いていましたが、「ビールかおにぎりのどちらかしか買えない」という介護職員の映像を見たとき、「本当にそうだろうか？」と疑問に思いつつ、少しばかり悲しい気持ちになったことをよく覚えています。

その後、2008年12月のリーマンショックにより、介護人材の「逃げていく」状況は回復し、アベノミクスによって景気の改善がはかられている現在においても、「逃げていく」時代ほどの困難さには至っていない、と藤井講師は述べられていました。

そして現在、人材採用・確保は事業所間で差がある、と藤井講師は指摘しています。実際、事業所のなかには「人の採用に困っていない」というところもあるようで、具体的には、離職率は高い事業所と低い事業所とに二極分化している状況にあることがデータで示されました。また、離職率を「介護事業開始後経過年数別」および「サービス種別」でみた場合、離職率の高い事業所は①「介護事業開始後経過年数」が浅い施設、および②「特定施設」「グループホーム」、において多い傾向であったことを示しています。これらは、2007年と2012年で比較した場合に改善がみられていることもあわせて述べられましたが、事業所における介護人材のマネジメントが改善・進展されているように感じます。またこのことは、事業所におけるマネジメントのみならず、国レベルでの取り組みの影響もある、と藤井講師は述べています。たとえば、「介護職員処遇改善交付金」の導入や、職員のキャリア形成のための「認定介護福祉士」創設の検討など、資格の強化のための取り組みを紹介しています。

資格の強化のための取り組みは、介護人材の質的向上を目指したものであるというまでもありません。しかし一方で、高齢者人口の増加や要介護高齢者の増加に向け、介護人材の量的確保も積極的にはかかっていかなければなりません。これらの点について藤井講師は、介護業界に入る「すそ野を広げる」と専門性の強化、という両方の取り組みが必要である、と主張しています。また現

在の介護職員は、現在の准看護師と同程度の給料水準であり、専門職で考えれば「安い」給料水準であるものの、「誰でもできる仕事」、ひいては「1940年代」の「家計補助なお仕事」であるという認識のもとであれば、「安くない」水準であると述べており、介護職の「給料問題」がどちらの方向に進むのかは、明確でなく、今後はさらなる議論・検討が必要であることを指摘されました。

すそ野を広げ介護人材を確保していくなかで、介護サービスや介護職の役割に対する各事業所や法人の考えが、サービスの質や介護人材のその後のキャリアに影響を与える可能性があることはいうまでもありません。その意味で、経営者に与えられる責任は重大でしょう。また、働く側からしても、事業所や法人がもつ考えをきちんと把握したうえで就業することが、生活や人生設計に大きな影響を与えると感じました。

## 内部研修会レポート

記録報告 井上 浩嗣さん

(電通 ビジネス・クリエーション局コンサルティング室)

とてもよいお話を聞かせていただいた。私は広告会社に身をおき、健康課題を世の中に広く知らせる仕事をしている。そのため、取材や調査を通し、医療や介護が直面する問題について耳に入ってくることは多い。しかし、今回は問題の表層ではなく、より構造的な要因について、日本の雇用システムの特質と照らし合わせながら学ぶことができたように思う。

藤井講師の話聞いて真っ先に頭に浮かんだのは、先ごろ報じられた全日空のニュースである。全日空は、コスト削減を目的に続けていた客室乗務員の契約社員採用を廃止し、20年ぶりに正社員採用を再開するという。実力に応じた昇給・昇進を可能にし、社員の目的意識の向上につなげる。優秀な人材を安定的に確保し、サービスの質を高め、競争優位を確保するのが狙いという。おそらく離職者が減り、社員教育の投資効率も増すであろう。

実は介護の業界においても、全日空と同様に、介護職員のキャリアパスを整え、専門的な知識や技能に応じて処遇がなされるよう、さまざまな取り組みが試みられている。藤井講師が携わる認定介護福祉士のモデル事業もその一つだ。藤井講師によれば、介護報酬加算のみに頼

(6 ページに続く)

(5 ページから続く)

る処遇改善には自ずと限界がある、という。やはり、職員が責任とやりがいを感じるポストが、キャリアの途上で用意されるべきなのである。

認定介護福祉士の養成研修では、医療職が行う「アセスメント」の仕方が教えられるらしい。医療者の視点を改めて学び、医療と介護の連携の質を高めていく。全日空の決断の背景には競争優位の確保があるが、介護の領域では、それぞれの専門職が独自に行うよりも、その相乗効果でより大きな成果を生む「協働優位」が求められる。

日本のものづくりが絶頂期を過ぎたいま、経済のサービス化はますます進み、サービスの質に軸足を置いた収益モデルが多くの業界・企業で模索されている。サービスの生産性も問われ、伝統的な日本の雇用システムも変貌を迫られるであろう。案外、その流れに乗り、日本経済繁栄の大きな担い手になるのが未来の介護職員かもしれない。もちろん、簡単なことではない。しかし、藤井講師の熱き語り、そんな希望を抱いた次第である。

### ●現場から●

在宅総合ケアセンター元浅草にて  
**医療法人社団輝生会**  
在宅総合ケアセンター元浅草  
副センター長 松下明美さん

「医療法人社団輝生会」は、地域におけるリハビリテーション(以下、リハ)の推進を目的に回復期および在宅における維持期(生活期)のリハを提供するために設立されました。

法人名称は、高齢者や障害をもった方々が再び輝いた人生を送れるようにという願いを込めてつけられました。入院を中心とした回復期リハおよび外来通院や訪問によるリハを担う「初台リハ病院」と「船橋市立リハ病院」、そして在宅生活を支える維持期リハを中心とした「在宅総合ケアセンター元浅草」と「在宅リハセンター成城」が、それぞれ地域拠点として活動しています。

「在宅総合ケアセンター元浅草」は、①居宅介護支援事業所、②たいとう診療所(外来・訪問診療)、③通所リハビリこころいき(1~2時間/半日/1日の各コース)、④外来リハビリ、⑤病棟(短期入院) ⑥訪問リハ

### 《次回内部研修会等のお知らせ》

#### ●次回研修会●

と き:12月21日(土)18時~

テーマ:高齢者住宅の現状と課題

講師:奥田龍人氏(北海道高齢者向け住宅事業者連絡会 会長)

#### ●総会●

と き:11月27日(水)18時30分~

⑦訪問看護ステーションわか、の7つの事業所から構成されており、在宅支援と自立支援をキーワードにして、リハ医療サービスを中核とした総合的なケアサービスを提供しています。患者さんは、要介護4・5と比較的重度な方が多く、また訪問診療・訪問看護は24時間対応となっています。そうした状況から、自宅での看取りのケースも多く、そこで当センターでは、本年度から看取りケアの質の向上を目的としてケース検討会、研修会、専門書の講読会など、さまざまな取り組みを計画しています。そして、私自身は「初台」「船橋」という回復期リハ病院の設立と運営に立会い、昨年10月より当センターへ異動となりました。新転地の在宅部門での新しい風と刺激を受けながら、孤軍奮闘中です。

#### □編集後記□

今年4月、6月、8月に会報をお届けしました。36号となる本号で今年の発行を終え、次号は来年1月になる予定です。なお、内部研修会はたくさんの方の参加を得て開催してきました。次回の開催は12月21日で、講師は奥田龍人氏、「テーマ」は「高齢者住宅の現状と課題」です。10月23日に理事会を開催し、総会は11月27日(水)18時30分からです。万障お繰り合わせのうえ、ご出席をお願いします。(文責:鳥海)

#### みなさまからの

社会福祉情報お待ちしております。(編)

メールアドレス:meiai@smile.ocn.ne.jp

\*HPアドレス:www12.ocn.ne.jp/~meiai

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-31-9  
シーバード五反田401  
(03)3494-9033  
NPO法人メイアイヘルプユウ